明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院）　一
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同）　三
○戸籍が滅失した件（法務）　四
○チャド共和国における予防接種のためのコールドチェーン整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務）　四
○ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同）　四
○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同）　四
○マリ共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同）　四
○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同）　四
○中央アフリカ共和国における予防接種へのアクセス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同）　四
○関税法第九条の六第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（財務）　五
○国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（国税庁）　五
○小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画を変更する件（文部科学・農林水産・国土交通・環境）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産）　六
○出願公表後に名称変更がなされた件（同）　六
○保安林の指定をする件（同）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（同）　八
○海上における射撃試験を実施する件（防衛装備庁）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府　法務省　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁　有権者申出方関係　一〇
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他　一〇

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第十八条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月四日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「又は」を「若しくは」に、「送信し」を「送信する措置又は同項に規定する基準で定める措置を講じ」に改める。

第九十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条第一項の規定にかかわらず、第二章及び第三章に規定する証明責任者が電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、証拠書類の原本をスキャナにより読み取る方法により作成した証拠書類に記載すべき事項に係る情報をもって原本に代えることができる。この場合において、当該情報は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一　一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為に関する意思決定が電磁的方式により行われ、第八十七条第一項に規定する基準の定める方法により、当該意思決定に係る情報に関連付けられて管理されているものであること。

二　証明責任者が原本と相違がない旨を証明したものであること。